

人事異動後の税務調査発生！

個人(青色申告)の一人

「税務調査 10 の心得」で対応しよう

刈谷税務署は、7月の人事異動後の税務調査に本格的に着手しました。今のところ案件は1件で、1さんは個人・青色申告の方です。業種は、建設業で2回目の調査だそうです。お盆休み明けに電話連絡があったそうです。

ご本人から連絡を頂き、民商では早速8月17日「対策会議」を開きました。当日は、同じ支部の役員2名(長谷川副会長、本田会計)も駆けつけてもらい、激励を込めて話し合いを深めました。

税務調査 10 の心得(抜粋)

○調査日程は、こちらの仕事の段取りを考えてじっくり決めよう。担当者の都合だけでは決められない。

上記1さんの担当者は、8月の月末での審査を提案したそうですか「今入っている現場が落ち着くのが9月末だ。それまでは対応できない」とキツパリ伝えると、しぶしぶ了解したそうです。こちらの都合を伝えるのは当然の権利です。



○いくら署員と言えども「勝手な調査は違法！」

調査とは、納税者が任意に提出した関係書類を調べることで、納税者の承諾なしに勝手に引き出しを開けたりする調査は違法です。



○サインは命！

文字通り、「サインは命」です。調査の最終版で担当者から「修正申告」をすすめられても、その場で応えるのではなく、よく考えましょう。



○「もし税務調査になったら」

税務署から連絡があったら、落ち着いて対応します。担当者の名前、何の調査か、何年分の調査かなどを確認しましょう。その上で、個人で対応するのではなく、近くの役員か事務所に連絡しましょう。

9月「何でも相談会」開催のお知らせ

9月の何でも相談会は、下記の日程で行います。参加を希望される方は、事前に事務所までご連絡下さい。

○日時 9月14日(土) 午後1時半～

○会場 民商事務所

*相談料は無料、秘密厳守、ご安心下さい

刈谷民商は事務局員を募集しています！

中小事業者の社会的地位の向上、深刻な要望の解決のために、事務局員として働いてみませんか。やりがいのある仕事です。関心のある方は、遠慮なく近くの役員か民商事務所までご連絡下さい。お待ちしております。

会長 杉浦茂年

毎月の集金にご協力下さい

民商は、15日集金を目指しています。

(毎月、15日までに集金を完了すること)